

○行動計画の「目標」及び「対策」は、以下の事項を参考に設定してください。
 （行動計画策定指針「六 一般事業主行動計画の内容に関する事項（100～103ページ参照）」より）

1. 雇用環境の整備に関する事項

○ 育児をしている労働者の両立を支援するための雇用環境の整備の取組

- 妊娠中及び出産後の労働者の健康管理や相談窓口の設置、配偶者が流産・死産した労働者が休暇を取得しやすい環境の整備等
- 配偶者出産休暇制度など、子育てを目的とした企業独自の休暇制度の創設
- 小学校第4学年以降の子や孫の子育てのための休暇制度の導入
- 育児・介護休業法の規定を上回る、より利用しやすい育児休業制度の導入
- 「産後パパ育休」や「パパ・ママ育休プラス」の制度や専業主婦の夫でも育児休業を取得できることについての全労働者に対する周知など、男性の育児休業取得を促進するための措置の実施
- 育児休業中の待遇、育児休業後の賃金・配置その他の労働条件に関する事項についての全労働者に対する周知・個別周知
- 育児休業期間中や短時間勤務制度利用中の代替要員の確保、業務体制の見直しや手当支給等の実施
- 育児休業期間中の労働者の職業能力の開発・向上など、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備
- 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰
- 子育てを行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるようにするために、若手の女性労働者に向けた出産後も働き続けるキャリアイメージの形成を支援するための研修や、企業トップによる仕事と子育ての両立の推進に向けた職場風土の改革に関する管理職研修などの実施
- 小学校就学後の子を養育する労働者に対する所定外労働の制限・短時間勤務制度の導入
- フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げの制度、在宅勤務等の導入
- 事業所内保育施設の設置・運営
- 子育てサービス費用の助成、貸し付け
- 育児・介護休業法の規定を上回る子の看護等休暇制度の導入（いわゆる「中抜け」（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ること）で取得できる制度など）
- 希望する労働者に対する職務や勤務地などの限定制度の導入
- 子育てのために必要な時間帯や勤務地に関する配慮
- 子の心身の状況や労働者の家庭の状況により職業生活と家庭生活との両立に支障となる事情に配慮した措置の実施
- 不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施
- 育児・介護休業法に基づく育児休業などの両立支援制度全般の全労働者に対する周知
- 出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施

○ 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備等の取組

- ノー残業デーの導入・拡充や企業内の意識啓発などによる時間外・休日労働の削減
- 年次有給休暇取得の促進
- 短時間正社員等の多様な正社員制度の導入・定着
- 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための意識啓発
- 子を養育する労働者や育児休業中の労働者の業務を代替する労働者に対する心身の健康への配慮

2. その他の次世代育成支援対策

○ 対象を自社の労働者に限定しない、雇用環境整備以外の取組

- 託児室・授乳コーナーの設置などによる子育てバリアフリーの推進
- 地域における子育て支援活動への労働者の積極的な参加の支援など、子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施
- 保護者の働いているところを子どもが見ることができる「子ども参観日」の実施
- 企業内における家庭教育に関する学習機会の提供
- インターンシップ（学生の就業体験）やトライアル雇用（ハローワークからの紹介者を短期間、試行的に雇用）などを通じた若年者の安定就労・自立した生活の推進

ほか